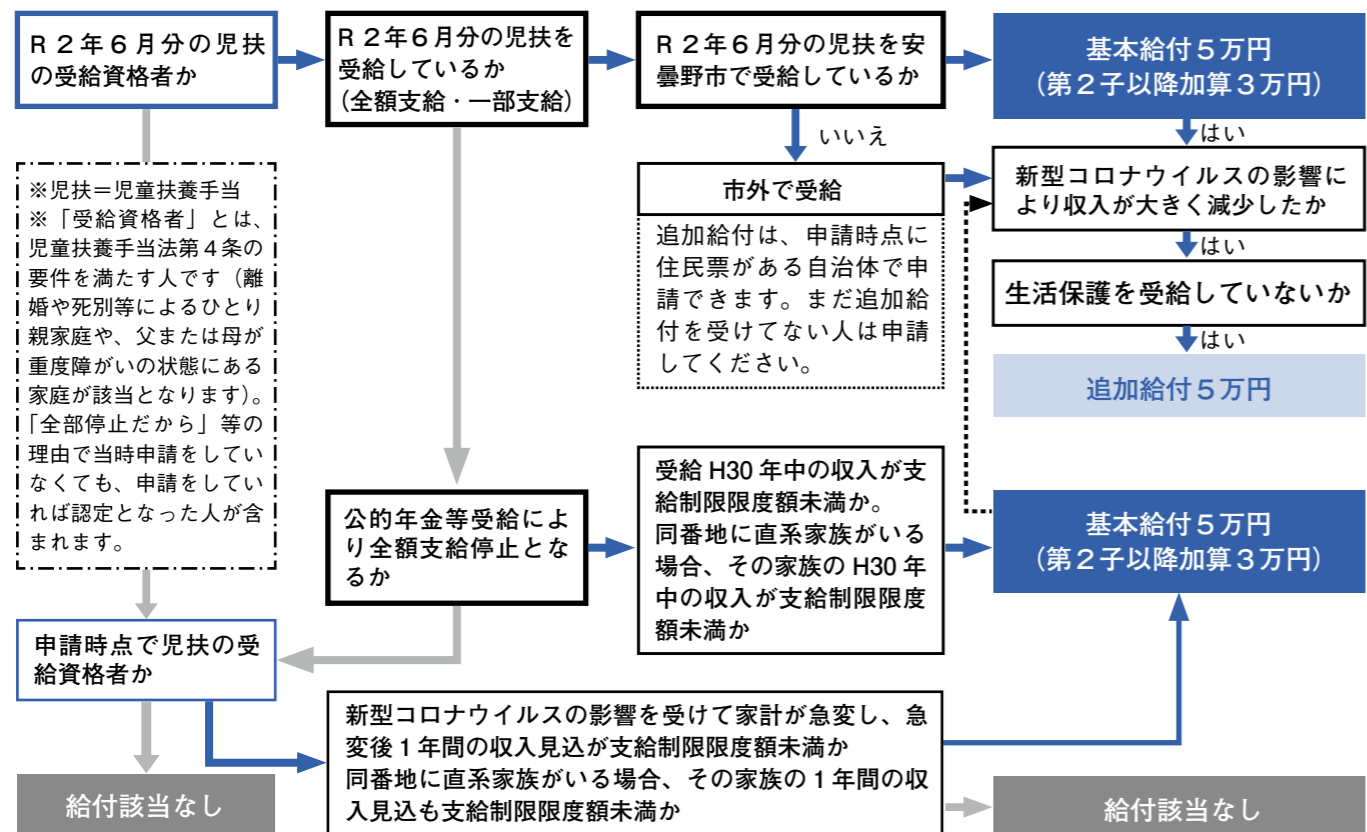


# ひとり親世帯臨時特別給付金チェック表



# 農業者の皆さん 交付金・補助金のご案内

農業者の皆さんの取り組みに交付金・補助金を支給します。補助条件など詳細は問い合わせください。

### 高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた、高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に交付金を支給します。国の事業のため、支援内容や交付単価が変更される可能性があります。

**対** 令和2年2月から4月の間に高収益作物について、出荷実績があるまたは廃棄等により出荷できなかった人で、収入保険・農業共済等のセーフティネットに加入しているまたは加入を検討する人。

**取り組み内容例**

- ▷機械や品種等の導入、講習会の受講等
- ▷直販等を行うためのHPの整備、新品種の導入等に向けた取り組み
- ▷高品質なものを厳選して出荷する取り組みを行った人数・日数に応じて交付金を支給

※申請時期等詳細は次号の「広報あづみの」へ掲載予定です。

**問** 農政課生産振興担当 TEL71・2428 FAX71・2507

### 荒廃農地解消に補助金

市では荒廃農地を解消し、農地の再生利用および有効活用に取り組む農業者や農業団体に対し、補助金を交付しています。

**補助額** 1,000㎡当たり5万円(面積の増減により補助額も変動)

**対** 市内に住所を有する農業者(市内に法人登録のある農業を営む法人含む)、農業者の組織する団体

※農地所有者による解消は、交付対象外。また、解消中・解消後の申請も交付対象外となります。事前にご相談ください。詳細は問い合わせください。

**問** 農政課集落支援担当 TEL71・2429 FAX71・2507

# ひとり親世帯の皆さん 手当・給付金のご案内



児童扶養手当は父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等へ支給される手当です。また、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援の取り組みとして、臨時特別給付金を支給します。チェックシートを確認の上、ご相談ください。

問 子ども支援課児童担当 TEL71・2255 FAX72・2065

## 児童扶養手当(児扶)について

**【対象】** 次のいずれかの条件を満たす児童を養育する父、母、養育者

- ▷父または母が死亡した児童
- ▷父または母の生死が明らかでない児童
- ▷父または母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ▷父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ▷父または母がDV保護命令を受けた児童
- ▷母が婚姻によらないで生まれた児童
- ▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

※父または母、養育者、児童が日本国内に住所を有しないときや、父または母が事実婚状態にある等の場合は、対象外となります。

**表1 支給金額**

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給	43,610円	10,190円	6,110円
一部支給	所得に応じ 43,150~ 10,180円	所得に応じ 10,180~ 5,100円	所得に応じ 6,100~ 3,060円

**【支給制限(表2)】** 所得制限があります。受給者以外に、同居親族(扶養義務者)の所得も審査対象となります。

**表2 支給制限**

扶養親族数	父、母、養育者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

**【受付期間】** 通年受け付けています。新規認定で申請する場合は子ども支援課へご連絡ください。

### ◆児扶の認定を受けている人は毎年8月に現況届の提出をお願いします

受給資格の審査と前年の所得状況を確認するため、現況届を毎年提出する必要があります。所得超過のため、手当が支給停止になっている人も提出が必要です。提出が必要な人には、8月1日までに現況届を郵送しています。

期間中に必要書類を持参の上、必ず本人が手続きをしてください。代理人や郵送での提出はできません。届け出がない場合、8月以降の手当が受けられません。また、2年間届出をしないと受給資格がなくなりますので、ご注意ください。なお、該当者に送付している「児童扶養手当一部支給停止適用除外届出書」も提出してください。

**【受付期間】** 8月31日(月)まで(一部支給停止適用除外届の提出が必要な人は、提出期日を過ぎて提出した場合、手当額が2分の1に減額される場合があります)

**【受付場所】** 子ども支援課(1階16番窓口)、各支所

## ひとり親世帯臨時特別給付金について

23ページ(左上)のチェックシートを確認の上、対象となる皆さんは期間内に申請してください。

**【給付金額】** ▷基本給付…1世帯5万円(2子以降1人につき3万円加算)▷追加給付…1世帯5万円

**【受付期間】** 8月31日(月)まで

**【受付場所】** 子ども支援課(1階16番窓口)、各支所

※各支所による受付は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者のみ受け付けできます。公的年金等受給者や児童扶養手当を受給していない家計急変者は、子ども支援課窓口へお越しください。

**【その他】** 制度の詳細や申請に必要な様式を市HPへ掲載しますのでご確認ください。HPが閲覧できない場合は、子ども支援課へ問い合わせください。